

受験案内

電気工事施工管理技士



■資格種別

資格区分・認定者	国家資格（国土交通大臣）
根拠となる法令等	建設業法第 27 条 同施行令第 27 条の 3
所 管 省 庁	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 設備課
資 格 制 定	昭和 63 年

■電気施工管理技士とは

1級

■電気工事施工管理技術検定試験は、電気工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の 2 に基づく指定試験機関である財団法人建設業振興基金が実施するものです。

■1 級電気工事施工管理技術検定試験に合格すると、所定の手続きによって国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「1 級電気工事施工管理技士」の称号を称することができます。

■また、この 1 級電気工事施工管理技士については、建設業法に定められた営業所ごとに置く専任の技術者、工事現場に置く監理技術者または主任技術者となる資格要件の一つに認められています。

2級

■電気工事施工管理技術検定試験は、建設業法に基づき、電気工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることを目的として、財団法人建設業振興基金が実施するものです。

■2級電気工事施工管理技術検定試験に合格すると、所定の手続きによって国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級電気工事施工管理技士」の称号を称することができます。

■また、この2級電気工事施工管理技士については、建設業法に定められた営業所ごとに置く専任の技術者、工事現場に置く主任技術者となる資格要件の一つに認められています。

■許可制度

1 級電気工事 施工管理技士	特定建設業のうち電気工事業（指定建設業）の専任の技術者	建設業法第 15 条第 2 号 建設省告示第 1317 号 （昭和 63.6.6）
	上記業種の建設工事における主任技術者および監理技術者	
1 級および 2 級電気工事施 工管理技士	一般建設業のうち電気工事業の専任の技術者	建設業法第 7 条第 2 号 建設省告示第 352 号 （昭和 47.3.8）
	上記業種の建設工事における主任技術者	

■対象者

●構内電気設備（非常用電源設備工事を含む）工事 ●照明設備工事 ●引込線工事 ●ネオン装置工事 ●発電設備工事 ●送配電線工事 ●変電設備工事 ●電車線工事 ●信号設備工事 等

■受験資格 1級

区分	学歴または資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数 ^{②1} 上記実務経験年数には、1年以上の指導監督の実務経験を含むことが必要	
		指定学科	指定学科以外
イ	大 学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後 5年以上の 実務経験を有する者	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後 10年以上の 実務経験を有する者 ^{②2 ②3}	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者 ^{②3}
	その他(最終学歴を問わず)	15年以上の実務経験を有する者（ ^{②3} ） 1年以上の指導監督の実務経験を含む	
ロ	2級 電気工事施工管理技 術検定 合格者	合格後5年以上の実務経験を有する者（ ^{②2 ②3} ） 1年以上の指導監督の実務経験を含む	
		イの区分で見て下さい。 卒業後9年以上の実務経験を有する者（ ^{②3} ）	

ハ	2級電気工事施工管理技術検定合格後、実務経験が5年未満の者	門学校専門学校の「専門士」	1年以上の指導監督の実務経験を <u>含む</u>	
		高等学校	卒業後9年以上の実務経験を有する者 (㊦3)	卒業後10年6ヶ月以上の実務経験を有する者 (㊦3)
		専門学校の専門課程	1年以上の指導監督の実務経験を <u>含む</u>	
		その他 (最終学歴を問わず)	14年以上の実務経験を有する者 (㊦3)	
二	第一種、第二種または第三種 電気主任技術者免状の交付を受けた者		6年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です)	
			1年以上の指導監督の実務経験を <u>含む</u>	
ホ	第一種電気工事士免状の交付を受けた者		実務経験年数は問いません	

㊦1 実務経験年数等について

- ・実務経験年数には、**1年以上の指導監督の実務経験を**含むことが必要です。
- ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。

㊦2 表中 (㊦2) 印がついている実務経験年数については、主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する方は、実務経験が2年短縮できます。

㊦3 表中 (㊦3) 印がついている実務経験年数については、専任の主任技術者を1年(365日)以上経験し、必要書類をすべて提出できる方に限り、実務経験が2年短縮できます。

■受験資格 **2級**

●学科・実地試験受験者の受験資格は下記表に該当する者となります。

●学科試験のみの受験者の受験資格は下記表によらず令和元年度中における年齢が17歳以上の者となります。

区分	受検種別	最終学歴	実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	建築または 躯体または 仕上げ	大 学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
		短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後 2年以上	卒業後 3年以上
		高等学校 専門学校の専門課程	卒業後 3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
		その他(最終学歴を問わず)	8年以上	

区分	受検種別	職業能力開発促進法による技能検定合格者		必要な実務経験年数
		技能検定職種	級別	
	躯体	鉄工（構造物鉄工作业）、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、鉄筋粗立て、コンクリート圧送施工、エーエルシーパネル施工	1級	問いません
			2級	4年以上

口		平成15年度以前に上記の検定職種に合格した者	—	問いません
		単一等級エーエルシーパネル施工	—	問いません
	仕上げ	建築板金（内外装板金作業）、石材施工（石張り作業）、石工（石張り作業）、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表紙（壁装作業）、塗装（建築塗装作業）、れんが積み	1級	問いません
			2級	4年以上
		平成15年度以前に上記の検定職種に合格した者	—	問いません
		単一等級れんが積み	—	問いません

■実務経験内容について

●実務経験とは

「実務経験」とは、**電気工事の施工に直接的に関わる技術上の全て職務経験**をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

電気工事の現場において

- ①受注者(請負人)として施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験
- ②設計者等による工事監理の経験
- ③発注者側における現場監督技術者等としての経験

※実務経験年数は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

【表1】実務経験として認められる工事種別(業種)・工事内容

受 検 資 格 と し て 認 め ら れ る 工 事 種 別	工事種別	主な工事内容(電気工事として実施された工事に限る)
	構内電気設備工事 (非常用電源設備工事を含む。)	建築物、トンネル、ダム等における 受変電設備工事、自家発電設備工事、動力電源工事、 計装工事、航空灯設備工事、避雷針工事、 建築物等の「○○電気設備工事」等
	発電設備工事	発電設備工事、発電機の据付後の試運転、調整 等
	変電設備工事	変電設備工事、変電設備の据付後の試運転、調整 等
	送配電線工事	架空送電線工事、架線工事、地中送電線工事、 電力ケーブル布設・接続工事 等
	引込線工事	引込線工事 等
	照明設備工事	屋外照明設備工事、街路灯工事、道路証明工事 等
	信号設備工事	交通信号工事、交通情報・制御・表示装置工事 等
	電車線工事	(鉄道に伴う)変電所工事、発電機工事、き電線工事 電車線工事、鉄道信号・制御装置工事、鉄道用高圧線工事 等

・ 工 事 内 容	ネオン装置工事	ネオン装置工事 等
	(※)上記工事種別による増改設等の工事は、実務経験と認められます。	

【表2】実務経験として認められる従事した立場

従 事 し た 立 場	【表1】の工事に携わった時の立場
	○施工管理(請負者の立場での現場管理業務) ○設計監理(設計者の立場での工事監理業務) ○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)

【表3】建築施工管理の実務経験として認められない工事種別(業種)・工事内容・業務等

※「実務経験証明書」に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。
(その場合、欠格となり受験できなくなります。原則として受験料の返還は行いません。)
前出の【表1】【表2】をよくご確認ください。
※ 申込後の実務経験証明書の書換・再提出は一切できません。

受 験 で き な い 工 事 種 別 工 事 内 容	発電所又は変電所等の機器(発電機、変圧器等)の設計・製造・据付・保守・点検メンテナンス、機器部品等の修理工事・保守・点検・メンテナンス、電機・電器メーカーの機器製造業務
	電話設備、電話交換機設備、火災報知設備、インターホン設備、拡声設備等の通信設備工事
	電気通信工事として実施した 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事、CATV ケーブル、コンピューター機器設置、その他弱電として実施した工事 ((※)但し、信号設備工事・計装工事は電気工事の実務経験と認められます)
	機械器具設置工事として実施した プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	管工事として実施した 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	消防施設工事として実施した 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしこ・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事、その他消防施設として実施した工事
	熱絶縁工事として実施した 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事 ((※)但し、上記工事であっても、電源説工事部分は電気工事の実務経験と認められます。

	この場合、実務経験年数には、電源設備工事として実施した施工期間のみを計上してください。
	土木工事や建築工事で請け負った工事のうち電気工事を下請に出した場合(自社で電気工事を行っていない場合)
	【建設業法上の許可業種で次に分類される工事】 建築工事業、土木工事業、大工工事、左官工事、とび寸工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんがブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、清掃施設工事 として実施した工事

受 験 で き な い 業 務 等	電気工事の施工に直接的に関わらない以下のような業務等は含まれません。 ○設計、積算、保守・点検・維持・メンテナンス、事務、営業などの業務 ○工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ○研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ○入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません) ○人材派遣による建設業務 (土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし電気工事の施工管理業務は除く)
---	---

(※)その他 電気工事とは認められない工事・業務はすべて受験できません。

※実務経験の重複等について

- ◎技術検定試験の実務経験申請にあたっては、検定種目7種(建築施工管理、電気工事施工管理、土木施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理、建設機械施工)の工事の経験を、重複して申請することはできません。
- すなわち、ある一つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事を経験した場合であっても、異なる工種の経験を同時期に経た等として期間を重複して申請することはできません。

指導監督の実務経験の内容の作成

- 指導監督の実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。
- 本検定の受検資格では、実務経験年数に1年以上の指導監督の実務経験が含まれていることが必要です。指導監督の実務経験を現場ごとに抜き出して作成してください。
- 『あなたが担当した業務の内容』欄は、工事現場における指導監督の内容を簡潔に記入してください。

■詳細は試験実施団体ホームページをご覧ください。

■合格率はこちら

■試験スケジュール

1級電気工事施工管理技士試験日程

学科試験：6月

合格発表日：7月

実地試験：10月

合格発表日：翌年1月

2級電気工事施工管理技士試験日程

学科試験(前期)：6月 合格発表日：7月

学科試験(後期)：11月 合格発表日：翌年1月

実地試験：11月 合格発表日：翌年1月

経営事項審査

■経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならない審査です。

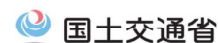
■公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査したうえで、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して順位・格付けが行われます。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

経営事項審査制度における技術力の評価

■経営事項審査制度における技術力の評価において、施工管理技士などの1級資格者5点、2級資格者2点と技術職員数にカウントされるなど施工技術の指導的技術者として社会的に高い評価を受けることになります。

■なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っています。

経営事項審査の審査項目の改正（登録基礎ぐい工事試験・登録解体工事試験を2点加点）



経緯

- 経営事項審査では、公共工事の元請としての技術力を適正に評価する観点から、「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数等を審査。評点は、資格で評価される技術力の内容等に応じて、5段階で評価し、主任技術者は1点又は2点
- 今般、主任技術者要件として新たに「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者を位置付けるに当たり、それぞれの評点について検討

○「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」においては、一般知識や関係法令等の科目に加え、施工に当たっての技術上の管理に関する科目も課されており、合格後は実務経験を要さず主任技術者となることが可能

○このため、**経審上の評点として、2級技術者資格(2点)に位置付けるのが適当**であり、経営事項審査の告示を改正し措置することとする（中建審の審議事項）

【経営事項審査における技術職員評価の概要】

評点	技術職員区分	資格の例
6点	1級監理受講者	監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者
5点	1級技術者	上記以外の1級国家資格者又は技術士
3点	基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者
2点	2級技術者	2級国家資格者 1級技能士 等
1点	その他技術者	実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等

○登録解体工事試験
○登録基礎ぐい工事試験
合格者は、2級技術者として措置（2点加点）

既存の2登録試験については、試験内容から、主任技術者となるには合格後に1年の実務経験を要し、1点として位置付け

別表（四）業種別技術職員コード表 1 / 3

[illegible]

別表（四）業種別技術職員コード表 2/3

	コード		建設業の種類																																		
			土	pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	171	建築大工（1級）				2																															
	271	建築大工（2級）				1																															
	164	型枠施工（1級）				2		2	2																												
	264	型枠施工（2級）				1		1	1																												
	16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）				2		2	2																										2		
	26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）				1		1	1																										1		
	172	左官（1級）					2																														
	272	左官（2級）					1																														
	157	とび・とび工（1級）						2	2																											2	
	257	とび・とび工（2級）						1	1																											1	
	15B	とび・とび工（1級）（附則第4条該当）						2	2																											2	
	25B	とび・とび工（2級）（附則第4条該当）						1	1																											1	
	173	コンクリート圧送施工（1級）					2	2																													
	273	コンクリート圧送施工（2級）					1	1																													
	17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）					2	2																												2	
	27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）					1	1																												1	
	166	ウェルポイント施工（1級）					2	2																													
	266	ウェルポイント施工（2級）					1	1																													
	16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）					2	2																												2	
	26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）					1	1																												1	
	174	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（1級）										2																									
	274	冷凍空調調和機器施工・空調調和設備配管（2級）										1																									
	175	給排水衛生設備配管（1級）										2																									
	275	給排水衛生設備配管（2級）										1																									
	176	配管・配管工（1級）										2																									
	276	配管・配管工（2級）										1																									
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）										2	2								2																
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）										1	1								1																
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）											2																								
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）											1																								
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											2																								
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											1																								
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）										2			2																						
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）										1			1																						
	180	石工・石材施工・石積み（1級）										2																									
	280	石工・石材施工・石積み（2級）										1																									
	181	鉄工・製罐（1級）													2	2																					
	281	鉄工・製罐（2級）														1	1																				
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）															2																				
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）															1																				
183	工場板金（1級）																			2																	
283	工場板金（2級）																			1																	
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）										2									2																	
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）										1									1																	
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																			2																	
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																			1																	
186	かわらぶき・スレート施工（1級）										2																										
286	かわらぶき・スレート施工（2級）										1																										
187	ガラス施工（1級）																				2																
287	ガラス施工（2級）																				1																
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																				2																
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																				1																
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																				2																
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																				1																

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

職業能力開発促進法

別表（四）業種別技術職員コード表 3/3

			建設業の種類																																
コード			土	構	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解	
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																				2													
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1													
	191	噴霧塗装（1級）																				2													
	291	噴霧塗装（2級）																				1													
	167	路面標示施工																				2													
	192	畳製作・畳工（1級）																						2											
	292	畳製作・畳工（2級）																						1											
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・大天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																						2											
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																						1											
	194	熱絶縁施工（1級）																							2										
	294	熱絶縁施工（2級）																							1										
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																													2				
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																													1				
	196	造園（1級）																								2									
	296	造園（2級）																								1									
	197	防水施工（1級）																					2												
	297	防水施工（2級）																					1												
	198	さく井（1級）																													2				
	298	さく井（2級）																													1				
	061	地すべり防止工事【1年】							1	1																				1					
	06A	地すべり防止工事（附則第4条該当）【1年】							1	1																				1					1
	040	基礎ぐい工事							2	2																									
	062	建築設備士【1年】											1	1																					
	063	計装【1年】											1	1																					
	060	解体工事																																	2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			土	構	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解	